

1 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会  
2 議論のまとめ（案）  
3

4 I とりまとめの考え方  
5

- 6 ○ 検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、①今後、厚生労働省・文部科学省  
7 に対応・検討が必要なもの、②本検討会で引き続き議論が必要なものを検討会  
8 の提言として示す。  
9
- 10 ○ とりまとめの構成は以下のようにはどうか。  
11
- 12 1. はじめに（検討会設置の経緯、とりまとめの位置づけ等を記載）
  - 13 2. 今後の薬剤師に求めるべき役割及びそれを踏まえた需給推計  
14 (1) 今後の薬剤師が目指す姿  
15 ※薬局、医療機関、医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業、大学、  
16 衛生行政機関・保健衛生施設について、それぞれまとめる  
17 (2) 需給推計（需要推計、供給推計、需給推計）
  - 18 3. まとめ（提言）  
19 (1) 薬剤師の養成等（養成、薬学教育、国家試験 ※学生の質を含む）  
20 (2) 薬剤師の業務・資質向上（業務の変化、免許取得後の対応）  
21

22 II とりまとめの骨子案  
23

- 24 ○ これまでの議論を踏まえ、とりまとめの骨子案は以下のとおりとはどう  
25 か。このほか、加えるべき事項はどのようなものがあるか。  
26

27 <はじめに>

- 28 ● 薬学教育6年制課程が平成18年度に開始され、臨床実践能力向上を目指し  
29 薬剤師の養成を実施。
- 30 ● 一方で、「患者のための薬局ビジョン」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の  
31 推進、医療機関におけるチーム医療の進展、地域包括ケアシステムの一員  
32 としての薬剤師の対応など、薬剤師に求められる役割や業務内容が変化。
- 33 ● 以上のような状況を踏まえ、今後の薬剤師に求めるべき役割、今後の薬剤  
34 師の養成や資質向上等の課題について、需給推計の結果を踏まえつつ議論  
35 を行い、今後、厚労省・文科省において対応・検討が必要と考えられる事  
36 項等を取りまとめ。  
37

38 <今後の薬剤師に求めるべき役割及びそれを踏まえた需給推計>

39 (1) 今後の薬剤師が目指す姿

40 ① 薬局

- 41 ● 「患者のための薬局ビジョン」に基づき、医療機関等との連携、在宅医療

1 への対応、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能充実等に取り組み、薬物  
2 療法により一層関わっていくことが求められる。

- 3 ● 服薬指導、医療・介護関係者との連携等の業務にあたっては、ICTの活用等  
4 により、医療の質を維持しつつ、効率的に提供・共有を図ることが必要。  
5 電子処方箋やオンライン服薬指導等の取組により、薬剤師が扱う患者情報  
6 を含め業務が大きく変わっていくことが予想される。このような動きも踏  
7 まえ、ICTを活用した薬剤師の業務を積極的に考えていくことが必要。
- 8 ● 対人業務の充実の一方で、対物業務の効率化（調剤業務の機械化、薬剤師  
9 以外の職員による対応等）も考える必要。その際には、併せて医療安全の  
10 確保に必要な管理体制等の検討も必要。
- 11 ● 薬局は民間による運営が大半を占めるが、医療法における医療提供施設で  
12 あり、薬機法でも医薬品を安定的に供給することが求められていることか  
13 ら、公的役割を担っている施設であり、調剤に限らない、医薬品の供給拠  
14 点としての役割を果たしていく必要がある。（令和元年の薬機法改正による  
15 薬局の定義の改正）
- 16 ● 今後、処方箋枚数は減少すると予測されており、これまでのような医薬分  
17 業の進展に伴う処方箋の増加に依存した業務では薬局の本来の役割は発揮  
18 できないので、処方箋を持たなくても住民がアクセスできるような業務を  
19 行うべき。調剤だけが薬局の役割であるかのような「調剤薬局」という名  
20 称が用いられる状況は変えていくべき。
- 21 ● 薬局では住民の生活を支えていく取組も必要となる。健康に関する関心・  
22 正しい理解、予防・健康づくり（セルフケア）を推進し、症状に応じて適切  
23 な市販薬を使用するセルフメディケーションを支援するため、要指導医薬  
24 品・一般用医薬品の提供や必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機  
25 能の取組が必要。（例えば、薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実  
26 施、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連  
27 携した糖尿病予防教室や管理栄養士と連携した栄養相談会の開催など）
- 28 ● 災害や感染症対策に係る対応や学校薬剤師など公衆衛生への対応も求めら  
29 れる。今はコロナ対応、特にワクチン接種体制への積極的な関与も重要な  
30 役割。
- 31 ● また、緊急避妊薬の取扱いにあたっては、薬剤師として女性の健康に関す  
32 る相談等の適切な対応もできるようにすべき。（オンライン診療に伴う緊急  
33 避妊薬の調剤等）
- 34 ● このような取組の推進のためには、免許取得後の質の向上のために生涯研  
35 修が必要であり、がんなどの疾患領域に応じた専門性も求められる。
- 36 ● 地域包括ケアシステムの中で役割を果たすためには、各地域の実情に応じ、  
37 他の職種や医療機関等と連携のうえ、患者に対して一元的・継続的な薬物  
38 療法を提供することが重要であり、そのためには、医療機関の業務、他の  
39 職種が担う役割についても理解しておくことが必要。
- 40 ● 薬局は小規模で薬剤師が少人数の施設が多いが、今後の業務の充実を考え  
41 た場合に、単独で全て対応するのは限界がある。単独ではなく地域の薬局

1           での連携も含め薬剤師の業務を考えていく必要がある。

2  
3   ② 医療機関

- 4   ● チーム医療の推進により、病棟の薬剤業務の充実が求められている。現在  
5   は急性期の病棟業務を中心に取り組んでいるが、病院によって実施状況に  
6   差があるのでさらなる充実とともに、回復期、慢性期などの病床にも関わ  
7   っていくことが期待される。タスクシフト・タスクシェアによる取組の推  
8   進も重要。
- 9   ● 病棟業務のほか、薬剤師による外来支援業務、治験・臨床研究、手術室・  
10   ICU等の救急業務への取組も必要。
- 11   ● 病棟業務以外として、患者の入退院時等における地域の薬局等の関連機関  
12   との連携に係る業務にも今後関与していく必要がある。薬局の業務につい  
13   ても理解しておくことが必要。
- 14   ● 薬機法改正により、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度等が法制  
15   化され、優れた医薬品が早期に実用化されることになるが、RMP等を活用し  
16   て副作用のモニタリングを行うことにより、医薬品の適正使用により貢献  
17   していくことが求められる。（薬局も同様）
- 18   ● 業務の充実の一方で、業務効率化も考える必要。

19  
20 ③ その他の施設

21 (ア) 医薬品製造販売業・製造業

- 22   ● 創薬については、抗体医薬品などのバイオ医薬品や遺伝子治療、細胞治療、  
23   核酸医薬といった新たな作用機序や構造特性（新規モダリティ）を有する  
24   医薬品の開発、今後のAIやビッグデータ等の利活用による創薬研究開発の  
25   進展を背景に、これらに対応する研究能力／創薬能力の強化が求められて  
26   いる。
- 27   ● 創薬だけでなく、医薬品の安定供給のためには医薬品の品質管理も重要で  
28   ある。薬剤師としては、薬理学的、製剤学的な知識のほか、薬機法等の法  
29   令の知識を有しており、医薬品の管理に責任を持って対応することが求め  
30   られる。
- 31   ● 製薬企業では開発、薬事、製造・品質管理、市販後対応など様々な分野の  
32   業務があるが、総括製造販売責任者、製造所の管理者、その他薬機法にお  
33   ける責任を有する役職（品質管理責任者、安全管理責任者、医療機器関連  
34   も）での薬剤師の活躍が期待されており、法改正による法令遵守体制の強  
35   化によりこれらの役職の責任・役割は高まる。

36  
37 (イ) 医薬品販売業

- 38   ● 薬局における業務と同様に、医薬品販売業（店舗販売業、配置販売業）に  
39   おける薬剤師は、健康に関する関心・正しい理解、予防・健康づくり（セルフ  
40   ケア）を推進し、症状に応じて適切な市販薬を使用するセルフメディケ  
41   ーションを支援するため、要指導医薬品・一般用医薬品の提供や必要な情

1 報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が必要。

- 2 ● 卸売販売業の薬剤師は、医薬品の流通に関わる薬剤師として、品質を維持  
3 しながら医薬品情報とともに、薬局・医療機関等に必要な医薬品を迅速に  
4 提供する役割が引き続き必要。

5  
6 (ウ)大学

- 7 ● 医療人である薬剤師の養成のためには、教員は最新の臨床現場を理解した  
8 上で対応することが求められる。そのためには、臨床経験がある教員や臨  
9 床薬学など実践的な薬剤師教育に関わる教員を増やしていくことも必要で  
10 ある。  
11 ● 薬剤師養成では研究能力の育成も求められるので、そのような教育ができ  
12 る教員も必要である。  
13 ● また、大学数が増加しており、将来的な薬学教育人材の育成・確保がさら  
14 に必要な状況となっている。

15  
16 (エ)衛生行政機関・保健衛生施設

- 17 ● 国や地方自治体において、薬事・感染症・食品・環境・薬物対策など、薬学  
18 部の知識を活かした行政官としての活躍が期待される。

19  
20 (2) 需給推計

- 21 ● 今回は、2020年（令和2年）から2045年（令和27年）における薬剤師の  
22 需給推計を行った。（※第8回検討会資料）

23  
24 (需要推計)

- 25 ● 需要は、院外処方箋の発行の伸びや高齢化の進展により、概ね今後10年間  
26 は増加し、それ以降は人口減少による影響を受ける。これに加え、上記(1)  
27 の業務変化（業務の充実と効率化）も需要に大きな影響を与える要因。  
28 ● 今回試算した需要の推計は、人口や処方箋枚数、病床数などの推計をもと  
29 に機械的に算出したもの。今後の業務変化によって変わりうるものであり、  
30 推計どおりの推移になるとは限らず、今後も引き続き業務実態の変化をも  
31 とに推計が必要である。  
32 ● (1)の今後の薬剤師が目指す姿のように進むと薬剤師の需要は増すこと  
33 になるが、今後の薬剤師業務が現状と変化がなく、調剤業務に比重を置い  
34 た状況が維持された場合、需要は増えず、さらには機械化など対物業務の  
35 効率化により、全体として需要が減少することも考えられる。  
36 ● 今後の薬剤師需要は、人口減少や高齢化の進行状況等により、地域間（都  
37 道府県、二次医療圏）で大きく異なることが予想される。地域の医薬品提  
38 供体制を維持するための薬剤師確保の取組も考えることが必要。

39  
40 (供給推計)

- 41 ● 現在も新設校が増えており、全体の入学定員も増加している。供給は、養

1 成数が変わらなければ、毎年一定数の新たな薬剤師が増加していく可能性  
2 がある。

- 3 ● 薬剤師の養成は入学定員をもとに考えるべきであるが、養成に関する課題  
4 として、定員を満たさない大学が多く存在すること、標準修業年限の6年  
5 間の教育で国家試験に合格できるレベルにはならない学生が一定数いるこ  
6 とがあげられる。(関連事項として、入学時の実質競争倍率の低さ(1.0～  
7 1.1倍程度の相当低い大学が存在する)、入学試験における受験科目の少な  
8 さ(私立大では理科は化学のみ等の1科目でよい大学が大半)、入学後の進  
9 級率/卒業留年率の高さ(大学による差が非常に大きい)等もある)

10  
11 (需給推計)

- 12 ● 変動要因を考慮すると、当面は(おおむね今後10年間は)需要と供給は同  
13 程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定し  
14 たとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充  
15 実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給数との  
16 差が一層広がることになると考えられる。
- 17 ● 今回の需給推計は投薬対象者数、処方箋枚数、病床数などの薬剤師業務に  
18 影響を与える要因の推移をもとに仮定条件をおいて推計したものであり、  
19 現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足してお  
20 らず、不足感が生じている。薬局・医療機関で取り組もうとしている業務  
21 に応じて薬剤師の必要数も変わることに留意が必要。

22  
23 <まとめ(提言)>

24 (1) 薬剤師の養成等

25 ①養成

26 (入学定員)

- 27 ● 今後、人口減少により大学進学者数が減少すると予測される中で、仮に現  
28 状の入学定員を維持した場合、次のような課題が生じる。
  - 29 ➤ 現在でも毎年入学定員を充足していない大学や入試の実質競争倍率が相  
30 当低い大学(1.0～1.1倍程度)が存在しており、今後、そのような大学が  
31 さらに増加する可能性。
  - 32 ➤ 国家試験の標準修業年限内での合格率が現在でも低い現状を踏まえると、  
33 入学者の学力の更なる低下により、卒業・国家試験合格が困難な学生が更  
34 に増える可能性。
  - 35 ➤ 将来的に薬剤師が過剰になった場合、薬剤師免許を取得しても、待遇面の  
36 問題を含め、十分な就職先の確保が困難となり、学生が薬剤師に魅力を感じ  
37 なくなる可能性。(高校生が薬剤師に魅力を感じなくなると、希望する  
38 学生が減少し、学生の質の確保が更に困難になり得る)
  - 39 ➤ 大学の教員についても、大学数や学生が維持されると、今と同程度の教員  
40 を確保し続ける必要がある。
- 41 ● 大学の設置は大学設置基準を満たすことで許可されるため、大学の意向に

1 より全体の入学定員数が増加している状況であり、薬剤師の需給により定  
2 員数をコントロールする仕組みとはなっておらず、既に薬学部・薬科大学  
3 が存在している自治体周辺にさらに新設される一方で、薬学部・薬科大学  
4 が存在しない県もある。

- 5 ● 周辺地域に薬学部・薬科大学が既にあるにも関わらず、新たな大学や学部  
6 を新設することは、魅力ある教育カリキュラムとすることや入学試験の試  
7 験科目を充実させること等により、入学する学生の質を周辺の大学より相  
8 当高いレベルとしない限り、上記のような課題がさらに進むことが懸念さ  
9 れる。
- 10 ● したがって、今後の人口減少による影響や今回の需要推計を踏まえると、  
11 将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、薬剤師の業務変化、  
12 病院を中心とした薬剤師の不足感、薬局・医療機関で取り組もうとしてい  
13 る業務に応じた薬剤師の必要数の推計等を踏まえた、今回の需給推計の精  
14 査を行いつつ、入学定員数の抑制が必要か否かも含めて検討すべきではな  
15 いか。
- 16 ● このような課題については、個々の大学だけで考えることは難しいため、  
17 薬剤師会や国公立・私立大学の関係団体間でも検討すべきではないか。
- 18 ● 薬剤師が過剰になることに対して、国家試験の合格者数を抑制することに  
19 よる対応も考えられるが、国家試験に合格できない学生をさらに増やすこ  
20 とになり、薬剤師の養成する教育機関としての役割を考えると、合格者数  
21 の抑制のみの対応は望ましい方向とは言えないので慎重に考える必要があ  
22 るのではないか。

#### 23 (薬剤師確保)

- 24 ● 全国の薬剤師総数に基づき薬剤師の養成数を考えることとは別の課題とし  
25 て、薬剤師の従事先には地域偏在があり、偏在を解消するための薬剤師確  
26 保の取組が必要。特に病院薬剤師の確保は課題。医療計画における医療従  
27 事者の確保の取組のほか、地域医療介護総合確保基金の活用や自治体の予  
28 算において、就職説明会への参加、就業支援、復職支援、奨学金の補助な  
29 どの取組が実施されているが、取組の実態を調査するとともに、需要の地  
30 域差を踏まえ、これらの取組の更なる充実も含め、地域の実情に応じた効  
31 果的な取組を検討すべきではないか。
- 32 ● 薬学部が設置されていない県もある。大学は、大学の設置自治体における  
33 薬剤師養成・確保についても、自治体とも連携のうえ考えていく必要がある  
34 のではないか。(なお、薬剤師の卒業した大学や出身地については、令和  
35 2年の医師・歯科医師・薬剤師統計から届出事項としており、今後はこのよ  
36 うな情報の分析も可能)
- 37 ● 薬剤師の確保だけでなく、へき地や離島等を含め、地域で必要な医薬品  
38 の提供や薬剤師によるサービス提供ができるよう、地域で考えていくこと  
39 も必要ではないか。
- 40 ● 今回実施した需給推計は、変動要因について仮定をおいて機械的に推計し  
41

1 たもの。今後も薬剤師の業務実態を把握するとともに、継続的に需給推計  
2 を行い、地域偏在等の課題への対応も含めた検討に活用していくべきでは  
3 ないか。特に薬局については、医療機関における医療施設調査のように統  
4 計法に基づき業務実態が把握できる調査を行うことについて関係部署と調  
5 整するなど、業務実態の効果的な把握方法を検討すべきではないか。

7 ②薬学教育  
8 (カリキュラム)

- 9 ● 薬剤師が目指す姿については、薬剤師が現場で意識を持って取り組むほか、  
10 教育課程において学生が今薬剤師に求められていることを学習できるよう  
11 にすることが重要。今後、薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しを  
12 文科省で検討する際には、「今後の薬剤師が目指す姿」を踏まえたカリキュ  
13 ラムとすべきではないか。
- 14 ● 実務実習については、現在の改訂モデル・コアカリキュラムで参加・体験  
15 型の実習を充実させており、病院と薬局が連携して代表的な8疾患を中心  
16 に広く疾患を学んでいる。実務実習に関しては、内容の充実や実施期間に  
17 関する指摘があったが、現在の実務実習の実施状況の検証を行いながら、  
18 モデル・コアカリキュラムの見直しの中で今後の実務実習に関しても検討  
19 すべきではないか。
- 20 ● このような教育に対応できる教員の質の向上も必要ではないか。(最新の薬  
21 剤師の現場を理解しているか)
- 22 ● 大学設置基準で求めている薬剤師としての実務の経験を有する専任教員に  
23 ついては「おおむね5年以上の薬剤師としての経験を有する者」とされて  
24 いるが、医療現場と交流すること等により、最新の実務を理解することも  
25 一つではないか。それ以外の教員も薬学教育に関わるのであれば薬剤師の  
26 臨床現場の理解が必要ではないか。また、実務を理解した教員の確保につ  
27 いては、専任教員以外でも、薬局・医療機関で勤務している薬剤師の協力  
28 により講義を行うなどの対応も積極的に行うべきではないか。
- 29 ● 薬学に関する学部又は学科の大学設置基準では、(医学又は歯学に関する学  
30 部のように) 附属病院が必須ではなく、「薬学実務実習に必要な施設」を確  
31 保することが求められているが、実務実習以外でも、多職種の学部との連  
32 携を含め、臨床現場の実態が学習できるようなカリキュラムとすべきでは  
33 ないか。薬科大学のような単科大学は、他の医療系学部を有する大学との  
34 連携を前提としたカリキュラムとすべきではないか。
- 35 ● 創薬研究に関しては、これまでの有機化学を中心として様々な分野が関わ  
36 っており、必ずしも薬学部でなくても研究が進められているが、薬学とい  
37 う学問と臨床教育を受けている薬剤師としては、引き続き創薬に関わっ  
38 ていくことが日本の創薬力強化にもつながることが期待される。
- 39 ● 国家試験に合格することだけを目的とせずに、研究能力も育成するととも  
40 に、創薬研究のための人材も養成するためのカリキュラムとすべきではな  
41 いか。特に抗体医薬品、遺伝子治療、細胞治療といった、バイオ医薬品や

1 新規作用機序／構造特性（新規モダリティ）を有する医薬品への対応が今  
2 後重要となる。シーズの探索等、医薬品開発の初期段階を含め、学生が広  
3 い視野で医薬品をとらえられるような教育の充実が期待される。

- 4 ● また、政府における健康・医療・介護に係るデータ利活用基盤の整備に向  
5 けた取組など、医療分野のデジタルフォーメーションの進展を考えると、  
6 AI やビッグデータ等の利活用による創薬研究開発にも対応できるよう、デ  
7 ータサイエンスも薬学教育には必要となるのではないか。また、統計学的  
8 手法も必要となるため、生物統計の専門家の養成や薬剤疫学研究の推進も  
9 取り組むべきではないか。

10  
11 （卒業までの対応）

- 12 ● 国家試験は薬剤師として有すべき知識・技能・態度等を確認しており、  
13 それにより質の維持は担保されているが、合格率（特に標準修業年限であ  
14 る6年間での合格率）が低い大学があることは、教育機関として改善すべ  
15 き課題ではないか。
- 16 ● 文部科学省において平成26年11月にとりまとめられた「平成26年度質の  
17 高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ状況」で、  
18 入学者の課題や修学状況等について改善を促しており、例えば以下のよう  
19 な指摘について引き続き改善が求められる。

20  
21 （フォローアップで指摘されていた事項の例）

- 22 ➤ 18歳人口が減少する中、入学者の質を下げてでも経営の観点から定員  
23 分の学生数を確保しようとする現状があるという指摘もある。このよ  
24 うな現状は公教育を行う機関である大学の信頼を損なうものであり、  
25 改めなければならない。
- 26 ➤ 各大学においては、国家試験を目指して無事卒業させることに汲々とし  
27 て理念と乖離した教育を行うのではなく、「どのような薬剤師、薬学  
28 卒業生を育成しようとしているのか」について一貫したポリシーを持  
29 ち、将来的に社会のニーズがどのように変遷していくのか見極めなが  
30 ら全体的戦略を考えていくことが必要であると考えられる。

- 31  
32 ● 大学は、国家試験の新卒合格率だけでなく、進級率や標準修業年限内  
33 の国家試験合格率など、教育機関としての質を示すために、大学側の都合  
34 がいい数字だけではなく、これらの情報を正しく示す必要があるのではない  
35 いか。薬剤師を希望する高校生が誤解しないよう、新卒合格率の数値や全  
36 国順位等をことさらに強調するのではなく、事実即した情報をわかりやす  
37 く適切に公表すべきではないか。（併せて、文部科学省が示している様式  
38 にしたがった修学状況の公表は、大学のホームページのわかりやすい場所  
39 で行うべきではないか（新卒合格率を示しているのであれば同じ箇所に掲  
40 載する等）

- 41 ● このような課題は、情報の公表だけでは解決にならず、留年や卒業延期が



1 多いことは、学生の質の問題もあり得る。入学試験において、単に定員確  
2 保のため学生を合格させたり、定員の一部だけ優秀な学生を入学させよう  
3 としたりするのではなく、入学者受入方針（アドミッションポリシー）を  
4 あらかじめ受験生にきちんと示すとともに、修学状況などを理解させたう  
5 えで、薬学部で学ぶ意思を確認しておく必要があるのではないか。

- 6 ● 学部でも研究能力を身につけることも必要。臨床を前提とした研究能力を  
7 身に付けるためには、国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間  
8 を通して研究のカリキュラムを維持すべきではないか。
- 9 ● 6年制導入における法改正に際し、附帯決議で実施すべきとされた大学の  
10 第三者評価の結果は効果的に活用し、改善すべき点は大学側で適切に見直  
11 しを行うべき。

### 12 13 ③国家試験

- 14 ● 国家試験は、薬剤師資格を有する者として必要とされる倫理観・使命感や  
15 基本的な知識等のほか、薬学の全領域に及ぶ一般的な理論や、医療を中心  
16 とした実践の場において必要とされる知識・技能・態度等を確認するもの  
17 である。このため、学術の進歩や医療の変化、薬剤師業務の変化に対応し  
18 た出題とすべきであり、定期的に合格基準・出題基準の見直し要否の検討  
19 を医道審議会で行うべきではないか。（第101回国家試験から導入された合  
20 格基準の検証も行うべきではないか）
- 21 ● 現在、特に6年次は国家試験の対策中心になっている大学が多いが、国家  
22 試験の負担を軽減させるため、物理・化学・生物などの薬剤師として不可  
23 欠な基礎科目については、4年次の薬学共用試験のCBT（知識を問う問題）  
24 で、国家試験の必須問題レベルの理解度まで達成させ、代わりに、国家試  
25 験時には、基礎知識分野の試験問題を軽減し、臨床に関する問題を中心に  
26 学習させることを検討すべきではないか。（平成28年の医道審議会薬剤師  
27 分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会で今後の検討課題とされた事項）
- 28 ● ただし、私立大学の場合、大学入試の理科の受験科目が化学のみ等の1科  
29 目であることが多く、入試方式によっては理科が受験科目として設定され  
30 ていないこともあるが、薬剤師として必要不可欠な資質確保の前提となる  
31 のは基礎科目の「物理・化学・生物」であり、基礎科目を学習することをお  
32 ろそかにしてはならないことに留意が必要。

## 33 34 (2) 薬剤師の業務・資質向上

### 35 ①薬剤師の業務

- 36 ● 現状を維持した業務では、薬剤師の取組が患者や国民、医療関係者に見え  
37 ておらず、認識されていないことがあり、「薬機法等制度改革に関するとり  
38 まとめ」（平成30年12月25日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会）  
39 で指摘されているように医薬分業の意義が十分に果たせない。薬剤師が地  
40 域包括ケアシステムの中でパートナーとしての意識を持ち、業務や意義を  
41 関係者に伝える必要がある。また、「患者のための薬局ビジョン」の策定か

1 　　ら時間が経過しており、国民が実感できる薬剤師業務の変化が求められる。

- 2 ● 薬剤師の業務に関して以下のような検討を行うとともに、今後の薬局の役  
3 割や機能も併せて検討することで、地域において薬剤師が住民に果たすべ  
4 きサービスを考えていくべきではないか。

5  
6 (調剤業務)

- 7 ● 対人業務の充実と対物業務の効率化のためには、薬剤師しかできない業務  
8 に取り組むべきであり、薬剤師でもできる業務は機械の導入や薬剤師以外  
9 の者による対応によりタスクシフトを行うべき。
- 10 ● 調剤業務について、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要  
11 ではないか。(例：調剤機器の精度管理などメンテナンス、薬剤師以外の職  
12 員に対する研修など資質の確保、調剤の内容の多様化への対応、多剤の適  
13 切な服用のための一包化などの作業を含めた対応)
- 14 ● このような検討は、以下の ICT 対応を含め、対物業務から対人業務へ業務  
15 をシフトする上で重要な課題であるとともに、調剤業務自体は薬剤師の独  
16 占業務であり、医療安全を確保しつつ、適切に調剤を行うことは業務の根  
17 幹であることから、薬剤師に関する事項を広く検討課題としている本検討  
18 会で引き続き検討することが適当ではないか。

19  
20 (ICT 対応)

- 21 ● 電子処方箋による処方薬を含む患者情報の共有化、薬剤師業務の質を向上  
22 させるための医療機関等との連携方策に取り組むべきではないか。(電子処  
23 方箋の早期実現、それにとまなう患者情報の活用方策、PBPM の推進など、  
24 医療機関等と連携を進めるべきではないか。)
- 25 ● 電子処方箋により処方薬の情報がリアルタイムで把握可能になると、要指  
26 導医薬品・一般用医薬品の情報の管理を含め、服用薬を一元的・継続的に  
27 把握するためにお薬手帳の利用方法を変えていく必要がある。特に電子版お  
28 薬手帳は電子処方箋システムとの連携により、服薬状況等の様々な情報が  
29 簡便に搭載することが可能になることが期待されるため、このような連携  
30 が円滑にできるよう検討を進めるべきではないか。また、このような ICT  
31 化により情報の共有化が実現された時代における、かかりつけ薬剤師・薬  
32 局の考え方も検討すべきではないか。

33  
34 (調剤以外の業務)

- 35 ● 特に薬局は、要指導医薬品・一般用医薬品の提供も前提に、処方箋に依存  
36 しない業務に取り組むべきではないか。(例：健康サポート業務、セルフケ  
37 アを推進する中でのセルフメディケーションを支援する対応、公衆衛生の  
38 対応、薬物乱用対策への対応、学校における健康教育など)

39  
40 ②薬剤師の資質向上

41 (卒後研修)

- 1 ● 臨床実践能力を担保するためには、免許取得するだけでは不十分。薬学教育  
2 での実習や学習のみならず、免許取得直後の医療機関や薬局での卒後研  
3 修が有効であり、薬剤師の養成における資質向上策として、卒前（実務実  
4 習）・卒後で一貫した検討が必要ではないか。免許取得直後の薬剤師を対象  
5 にした研修制度（レジデント制度）を導入している医療機関もあることか  
6 ら、本年度の予算や科研費をもとに実現に向けて今後検討すべきではない  
7 か。

8  
9 （生涯研修・専門性）

- 10 ● 薬剤師をとりまく様々な変化に対応するためには、免許取得後も常に自己  
11 研鑽に努めて専門性を高めていく対応が必要となる。  
12 ● 薬剤師の専門性の認定が学会等で行われているが、臨床実践能力をさらに  
13 高めるためには、このような専門性も取得することも求められる。専門性  
14 に関しては、第三者による確認など客観的な方策も含め、認定の質の確保  
15 について検討が望まれる。

16  
17 ③その他

18 （周知・広報）

- 19 ● 薬剤師の業務について、国民・患者の理解も重要。業務を行う上でも、医  
20 療・介護関係者に薬剤師の取組について周知が必要であり、薬剤師や関係  
21 団体、国においても広報を進めるべきではないか。薬と健康の週間をはじめ  
22 として、普及啓発も含め対応すべきではないか。  
23 ● 6年制では、臨床実践能力を有し、高い専門性のほか、責任感や倫理観を持  
24 った薬剤師の養成を行っており、国民に対してもそのような姿を見せてい  
25 くことが必要であり、自ら専門家として行動していくことが不可欠。その  
26 ような取組を進めることで、国民や、医療従事者から信頼される存在にな  
27 る。